

## 養子縁組による相続対策 ～養子縁組による相続税の軽減効果～ その7

10月から「養子縁組による相続対策」をシリーズで解説しています。今回は、前回に引き続き養子縁組による相続税の軽減効果について解説します。

### 1. 相続税額の2割加算の不適用

被相続人の一親等の血族（代襲相続人を含みます。）及び配偶者以外の方が、相続又は遺贈により財産を取得した場合には、その人の相続税額は2割加算されることとなっています。しかし、養子縁組を行うと、養子は民法上の一親等の血族に該当することになり、2割加算の適用はありません。

ただし、被相続人の養子となった当該被相続人の直系卑属である孫など（代襲相続人である者を除きます。）については2割加算の対象者とされます。

### 2. 相続の一代飛ばし

孫と養子縁組をして財産を相続させると、相続税の課税を一代飛ばすことができます。例えば、父から子へ、そして子から孫へ財産が相続される場合には、その都度相続税が課税されますが、父から直接孫へ相続させれば相続税の課税は1度で済みます（ただし、相続税額の2割加算の対象者となります。）。

### 3. 養子縁組と遺留分

養子縁組をすると、相続税法上は、法定相続人に算入される養子の数には制限がありますが、民法上は何人でも養子は法定相続人となります。よって、遺産分割の対策として、財産をなるべく渡したくない相続人がいる場合に、遺言書を作成して他の方に渡すこととしておいても、遺留分により最低限は取り戻されてしまいます。そこで、養子縁組を行うことで、法定相続人を増やすと、1人当たりの遺留分の割合を少なくすることができます。

### 4. 法定相続人が兄弟姉妹の場合の養子縁組

この場合、養子縁組を行うと、その養子は第1順位の相続人となりますので、養子のみが法定相続人となります。自分より年少者であれば養子縁組できますので、自分の弟か妹かの1人を養子にして、全財産を相続させることもでき、さらに、相続税額の2割加算の適用もなくなります。しかし、元々の法定相続人の数が多い場合には、養子縁組することで、法定相続人の数が少なくなり、基礎控除額が下がるなど、相続税の計算上不利となることもありますので注意が必要です。

### 5. 養子縁組無効が確定した場合の相続税の申告期限

相続税は、「相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月を経過する日までに相続税の申告書を提出しなければならない」と規定しています。この相続の開始があったことを知った日とは、自己のために相続の開始があったことを知った日をいうとしていますので、養子縁組無効判決が確定した日に相続権が回復したと認められることから、その判決が確定したことを知った日の翌日から10か月を経過する日までに相続税の申告書を提出することとなります。

### 6. 独身の子が先に亡くなりそうな場合の養子縁組による対応策

例えば、長男（独身で子もいない）は、父から10数年前に財産を相続し、家族は、母と他家に嫁いだ妹が一人いる事例で対応策を検討します。その長男が病氣入院中で、そのまま死亡すると相続人は第2順位の母になり、父から相続した財産が母に戻ることになってしまいます。そうすると、母の相続のときの相続税が大変重くなるので、妹と養子縁組をすることとしました。妹は敬姻によって氏が変わっているので、婚姻の氏をそのまま承継できますし、相続税額の2割加算の規定の適用も受けません。両者の縁組意思の合致と養子縁組の届出をするだけで、母のときの相続税の軽減が期待できます。

### 7. 相続税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合とは

相続税法63条では、「相続税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合においては、・・・当該養子の数を当該相続人の数に算入しない」、旨規定しています。

なお、どのような養子が相続税の不当減少を来すものであるかについては、裁判例等も見当たらず、その判定基準も現在のところ必ずしも明らかではありませんが、一般には、その養子縁組に至った経緯、養子縁組から相続開始の前後までの生活の状況、遺産分割の内容等を総合勘案して、判定すべきものと考えられています。

例えば、養子縁組の条件として、以下のような条件を付している場合などが考えられます。

- ① 甲は、養子縁組後においても、甲の両親との同居を続け、養親とは同居しないこと。
- ② 甲は、養親の死亡後、養親の遺産については、一切相続権を主張しないこと。

その見返りとして、養子縁組の成立時に、養親は甲に500万円贈与すること。

- ③ 甲は、養親の死後、できるだけ速やかに、家庭裁判所の許可を得て離縁すること。

（文責： 山本和義）